

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

関西労災職業病10月号

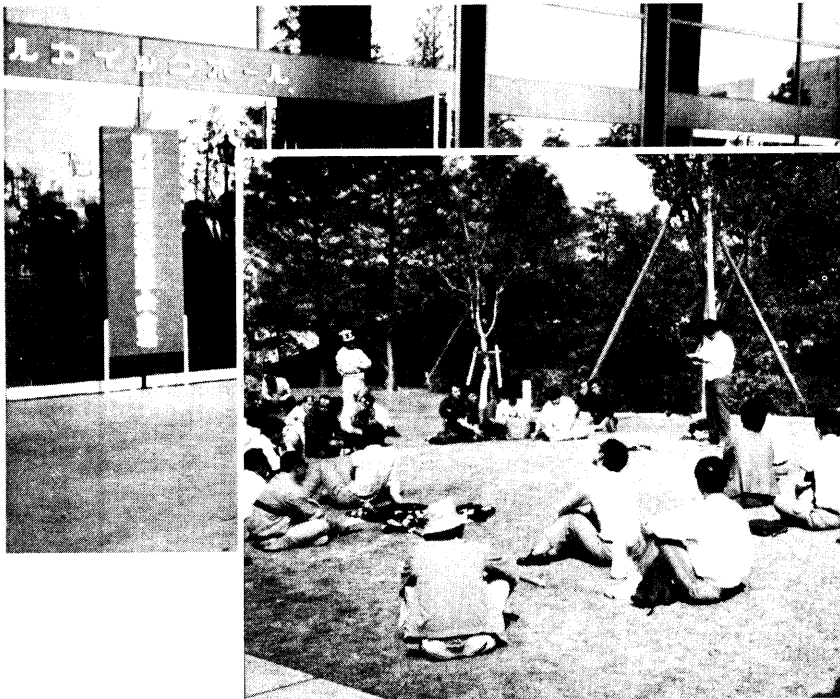
(通巻第148号)

関西労働者安全センター 1986.10.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



●労働省、振動病へ大弾圧……………	1
● 学習のページ	
レントゲン撮影を考える①……………	6
●こころの健康を考えよう!……………	9
●VDT労働……………	10
●前線から……………	12

9月の新聞記事から/18 写真/10.15災害医学会

労働省 振動病へ大弾圧

「不当極まりない専門家会議報告―四年打ち切り―」

現在、政府・労働省によって、職業性疾患の代表格ともいえる振動障害に対する打ち切り攻撃がかけられてきていることは、既に報告してきた。そして、労働省は、いよいよこの新通達を発令する構えでいる。今回の振動病打ち切り攻撃の先兵となっているものに、「振動障害の治療などに関する専門家会議」なる組織が存在する。この組織は、労働省おほかえの御用医学者八名で構成されており、その専門家会議は本年七月、労働省労働基準局長に対し「振動障害の治療等に関する検討結果報告書」を提出した。その報告書の内容たるや、振動病患者の実態をまったく無

視し、振動病の病像あるいは治療に關しても不当極まりない決めつけを行っており、素人目からみても、患者の生命と健康を守る立場にある医学者が記したものは到底考えられない代物である。

「振動病は四年で

症状固定」

10.15災害医学会

我々は十月初旬、前記した専門家会議の主力メンバーである土生久作医師（奈良県大淀町立病院院長）が、十月十五日に開催される第三四回日本災害医学会において振動病に關す

る報告を行うとの情報を得た。土生医師は以前より振動病早期打ち切り論者であり、研究報告の中にも「振動障害は、治療開始後一年目が著明に改善を示し、治療の効果が期待できる最長期間が四年である。尚、治療四年後において、症状固定として取り扱うことがよい」などと述べており、この内容はまさに現在の労働省の言っている打ち切り方針そのものである。

我々安全センターとしては、御用学者土生久作のこのような振動病に對する不当な見解が、学会という公の場で発表されることを許すことはできず、十五日当日には、全山労働協

をはじめとする多くの労働組合、団体からの総数百名で抗議行動を展開した。

午前中は、学会出席者に対して「改訂治療指針」に反対を呼びかけるビラを配布し（資料①参照）、午後からは、「振動障害」部会への傍聴を日本災害医学会会長・金子仁郎氏に文書で申し入れた。しかしながら応対に出てきた学会事務局は、我々の申し入れ趣旨を一切聞こうとせず、「傍聴はできない」の一点張りであった。約四十分、二十名の仲間と折衝を重ねていたところ、ようやく金子会長が出てきた。

同会長に対し、①学会で新通達の医学的根拠とされる内容が報告されること、②その土生報告は、振動病早期打ち切りを主張するものであり、それがいかなる内容のものか直接聞きたい、等々の傍聴申し入れ趣旨を再度説明した。約二十分のやりとり後、金子会長は、「あなた方が言

われることは分かりました。今回の問題についても、患者の意見を無視し、極少数の医学者の意見のみで政

府の政策が決定されることは正しくないと思います。しかしながら、学会の方針として傍聴を許可することはできません。が、あなた方が言われる土生久作医師の報告については、日本災害医学会としても問題があると思えますので中止させます」との結論を出し、即座に学会事務局に命じ土生医師の報告を中止させた（資料②参照）

「症状固定（土生氏）は
症状固定（労働道）に
あらず！！

報告は中止になったが、我々の当初の目的が土生医師の主張を聞き、質疑することにあつたことから、学会終了後も待機し、土生医師と約三分の話し合いをもつた。その場で

の同医師の意見を要約すると次のようなものであつた。

① 自分が言っている「症状固定」というのは決して行政的な意味ではなく、単に医学的に症状がプラトー（安定）化しているということを言っているに過ぎない。従つて四年で労災打ち切りという意味ではない。

② 自分が主治医でもある大淀病院の四年をこえる患者についても特に打ち切りを考えていないというものであつた。

つまり、今回の日本災害医学会をめぐる行動で判明したことは、現在労働省が進めている振動病最長四年打ち切りが、なんら医学的根拠をもたないばかりか、広く医学界の中でも認められていないものということである。

十月十五日の成果を踏まえ、更に闘いを強化拡大しよう。

〈資料①〉

振動病患者切り捨ての「改訂治療指針」反対!

本日の第三回日本災害医学学会に御加された皆さんへ訴えます。

私たちは、働く労働者の生命と健康を守るために労災・職業病をなくす運動に取り組んでまいりました。特に職業病については、公害とは異なり、患者の苦痛の由り様々な環境の有害要因のたがひが生ずるものであることから、その発症原因、病態あるいは治療に関して多くの誤解が生まれています。本日の学会において数々の発表が予定されている「振動被害」もその一つです。

この振動被害に関して、昨年十二月三日に振動被害の専門家による専門委員会（議長は田一幸吉）が5年間のわたる検討結果の報告を中絶省に行い、新たな「振動被害の治療指針」を発表しました。しかしその内容が、被災者、患者の生命、健康を守るべき医療者が認めたものとは到底考えられないような内容であり、いろいろな故障、世界の求められている振動病に対する補償の打ち切りが加えられたりしてかまわない出版物です。

「改訂日本振動指針」の問題点

- 今回労働者に提出された専門委員の意見書「改訂治療指針」についてその主な問題点を過渡的に記しておきます。
1. 振動病の調査と治療指針書、精神神経障害及び運動器障害、関節炎、腫瘍に限定されている。しかしながら、実際はこれら三障害の他に自律神経、内分泌系の異常など、中枢性の機能障害、前庭機能障害等の存在も指摘されている。
 2. 治療についても前述の三障害に限定した上で、その治療効果についても明確に制限されている。
 3. 治療期間に関しては、治療効果が期待できると考えられる期間を最長四年と規定している。このことは、治療開始後、十年を過ぎても症状の改善をくりかえしている患者の実態等全く無視して、非人道的なものと言わざるを得ません。
 4. その他にも、多くの問題点がありますが、いずれにしても、今回の専門委員会による報告書の内容が、あまりにも振動病患者の実態を無視したものです。

医学学者の意見書に訴える

学会に参加された医学者の皆さん、とりわけ本日午後開かれる「振動被害」の部会に参加される皆さんに訴えます。現在、振動病と認定されている患者は約二万人、また潜在患者を入れると数万人を越えるとも言われています。今回、専門委員会から提出された「改訂治療指針」の内容は、まさにこのような強い立場におかれた被災労働者の権利を切り切り、至ってはその家族の生活を脅かすために破壊するものとしてあります。私たち労働者は、なにも許さず、徹頭徹尾に抗議してやるものではありません。国あるいは企業がらんと安全衛生に対する配慮を行ってあれば、こんな被害は必要はなかったのです。その上、今回、職業病と認定された後も、その補償、治療大幅に制限しようとしています。それも、政府、労働者に認められた極少数の医学者の一方的意見を根拠としてなのです。

私たちは、本日の日本災害医学学会において前記したような振動病に対する不当な見解が、専門委員会に属する医学者によって報告されることに対し抗議するとともに、虚偽ある医学者の皆さんはその発言を撤回しなさいと強く、御意見を表明いたします。

〔全国山林労働組合協議会・関西労働者安全センター〕

〈資料②〉

土生久作氏の今日の報告は
日本災害医学会と内容上問題
があると考之するの医学会の責任者
においし申上げました。
1986年10月15日
会長 金子仁郎

① 当日配布ビラ
② 日本災害医学学会会長名念書

振動病通達反対の斗いを各地で展開しよう。

全林野大阪地本
安全センター運営協副議長

金銅 正夫

現在、林業に従事し、チェンソー等による振動病患者は全国で約一万二千人（国有林三六一三人、民有林八三三八人）となっています。更に、

削岩機、鋏打機等の振動機械を使用する鉱業、建設業等の産業にも広範にわたり振動病が発生し、その数は八千人をこえるとも言われています。

しかも、民間林業の場合、そのほとんどが未組織労働者であり、不安定雇用に加え、社会保険制度もまともに適用されない劣悪きわまりない労働条件や、治療対策のおくれ等により、今後、新たな患者が大量に発生することが想定されています。

このような深刻な状況の中で、労働省は、振動病の治療を見直すとし

て、過去五年間に渡って検討し、その結果を今年九月に報告書として公表しました。

その内容は、①振動病の障害を、末梢神経障害、末梢循環器障害、骨関節障害の三障害に限定する。②治療効果は二〜四年で、症状固定（治療）とする。など、治療・補償を二〜四年で打ち切るといふ、労災保険法で定められている目的「労働者の福祉の増進」を逆なでする許しがた

い暴挙であります。もし、これが現実となれば、全国二万人の振動病患者の内、八〇%の一万六千人が治療・補償を打ち切られることになり、これはまさしく臨調・行革、国による人殺しともいえ

るものです。こうした労働省の不当な動きに対し、全国山林労働組合協議会（川合勇議長、四万三千人）は、九月二六日、百七十名による中央行

動（国会周辺一万枚ビラ配布、白ろう裁判三百八十三万枚署名最高裁提出、労働省交渉）を行いました。特に、労働省交渉では、社会党議員団七名も加わり、振動病「弾圧指針」の撤回を求め厳しい追及が行われ、①指針の位置づけは、純粹医学的情報。②通院回数は、主治医、専門医が判断、行政は介入しない。③治療期間と症状固定の判断基準はない、個々の患者の症状経過により主治医、専門医が判断。④指針の基礎データは公表する。など、労働省の考え方

を引き出しました。

最後に、全山労協側から、一指針にもとづく通達は出すな」と迫ったのに対し、労働省は「先生方や全山労協の皆さんのご指摘は謙虚に受け止め配慮できるものは配慮していくが、指針については情報として公表していく」と答え、今後、労医連等、振動病にくわしい医師による医学的議論を含め、通達を出させない闘いを地域に広げ、全国各地で展開

していくことにしました。

また、十月十五日、関西、尼崎市で開かれた日本災害医学会（金子仁郎会長、医師等三百人参加）で、労働省の「専門家会議」の中心メンバーの一人、土生久作医師（奈良町立大淀病院々長）が振動病部会で「弾圧指針」の内容である振動病治療の打ち切り報告を行うことがわかりました。そこで当日、関西を中心に振動病治療打ち切り、通達阻止に結集

した、労働者、医師、医療関係者百名による激しい抗議行動（早朝ピラ配り、決起集会、傍聴要求）により、金子仁郎会長の念書（土生久作氏の本日の報告は、日本災害医学会として内容上問題があると考えますので学会の責任において中止させました。一を引きだし、当面の成果をおさめてきています。

第一回安全衛生セミナー

VDT労働の安全衛生対策

次頁 資料 佳果

（内容）①VDT労働問題の現状、②VDT労働による健康障害、③VDT労働の作業条件・作業管理

学習会テキストとして御利用下さい。

B5版69頁 印刷実費二五〇円×冊数+送料二四〇円

安全センターまでお申し込み下さい。

白ろう病の実態を

赤裸々に証言

白ろう病患者、家族の手記集

山峡に哭く

頒価 一〇〇〇円（送料別） 発行 全国山林労組

安全センターで取り扱います。



胸部レントゲン撮影を考える

① 放射線被曝と労働研究グループ

I 結核

結核と

佳未 団 検 診

結核は日本において戦前戦後期を通じて最も恐るべき疾病のうちの一つであった。この結核がまだ『労咳』と呼ばれていた江戸時代末期には、日本の結核死亡率は十万人あたり五十人程度であった。ヨーロッパ同様、結核を『国民病』の位置に押し上げたのは、近代資本主義の発達そのものであった。

イギリスでは、産業革命時に実に十万人あたり四百人近い結核死亡率であった。これは、当時の女子・年少労働者の酷使と都市スラムの不潔さの中で、結核が爆発的に蔓延したことを示している。ヨーロッパ諸国ではこの頃、十万人あたり九百人の結核死亡率を記録した国さえあった。ところで十九世紀後半から結核の死亡率は減少しはじめた。この傾向は一貫していて、一九五〇年頃までほぼ一定の比率で減少が続き、大戦中もこの傾向は変わらなかつた。

(一九五〇年頃以後は、化学療法剤の発見の為、更に大きな減少を示した。) この原因の最大のものゝは栄養状態の改善と考えられている。そして現在も欧米の結核有病率は日本の二分の一から十分の一程度の低い水準にある。

一方日本では、近代資本主義の発達ほどのような結核を生み出したのだろうか。日本の結核を生み出したのは紡績業と軍隊である。明治中期以降、一九一〇年頃までの間に結核死亡率は着実に上昇した。これは当時の紡績業での女子・年少労働者の酷使によって流行の引き金が引かれたと考えられている。結核に倒れた労働者は農村に帰されるが、そこで

結核は農村に蔓延し、更に徴兵を通じて兵營に拡がり、軍隊をむしばむ国民病となっていた。重工業が発達してきた一九三二年、はじめて男性の結核死亡率が女性を上回ったが、それまでは女性の方が高く、それが日本の結核の特徴とされていた。

一九一〇年以降、日本の結核死亡率はわずかず減少していくが、それも一九二〇年前後のスペイン風邪の世界的流行により上昇に転じる時期があった。さらに一九三一年、十五年戦争の開始と共に、結核死亡率は急上昇し、戦争末期の混乱の中で統計そのものが得られなくなるまで上昇が続いた。このような惨たんたる状況は、軍隊内部での結核大流行と食糧不足によるものと考えられている。

一九四〇年代末の結核死亡率は十万人あたり約二百人と考えられる。その後、死亡率は急速な改善を見たが、江戸末期の水準（十万人あたり

五十人）を回復したのはようやく一九五七年頃であった。さらに日本が結核の低蔓延国の仲間入りができたのは一九七九年、つまりわずか七年前である。このように日本の結核の歴史は、欧米型とははつきり異なったものとなっている。

無差別・強制の

胸部レントゲン

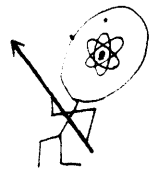
撮撮影

こうして、近代資本主義の生んだ結核は産業と軍隊自体をむしばんだ為、影響が拡がるのを恐れた政府はその対策として無差別・強制の集団検診（集検）を行うようになった。胸部間接撮影法は、この時期に日本の技師により開発されたものである（一九三六年古賀良彦による）。この撮影法は直ちに集検に採用され普及していった。一九四〇年にはすでに最初の国産集団検診車が誕生し、

徴兵検査、入学検診に利用されたという。胸部間接撮影法はこのように結核集団検診の代名詞のようになり、結核検診といえば胸の間接X線写真を撮ることだと思われるまでになっていた。

戦争末期は中断していた集検は、一九四六年再開された。一九五一年の結核予防法改正と共に集検は拡大され、青少年のツベルクリン反応陽性者に胸部間接撮影が行われるようになった。さらに一九五五年から検診対象はすべての国民に拡大されるようになった。六才から老人まで含め、無差別・強制の胸部間接撮影の検診である。

一九五〇年代に入ると、結核死亡



率は急速に改善され、前に述べたように一九五七年頃には十万人あたり五十人（江戸時代の水準）を回復して、なお改善されていた。しかし集検は無差別・強制方式で継続され、ピークとなった一九七一年前後は件数で四千万件弱、撮影枚数で五千万枚を越える状態となった。

結核死亡率の低下にもかかわらず、集検体制の改訂が遅れていることに批判が高まった結果、一九七四年から、小・中学生の検診が削減された。つまり、小学一年生・中学二年生のツベルクリン反応陽性者にだけ胸部間接撮影を行うことになった。この結果、集検件数は約二千六百万件の

水準に低下した。そして、一九八二年からは、高校生の集団検診は一年生のみということになった。しかし、無差別・強制の集検という方法の原則には何の変更もなく、成人については大学や職場、地域などで年一回の集検が継続されている。

メンタルヘルスシンポジウム

「こころの健康を考えよう」

『二五〇名の参加』

関心高い職場の精神衛生問題

十月四日、メンタルヘルスシンポジウム『こころの健康を考えよう』が、東大阪市布施の弘容ビルにおいて開催された。官民の地域に働く仲間、医療関係者、また、東大阪以外からの参加も含めて約二五〇名が参加した。主催したのは、働く者に健

康を！東大阪連絡会。連絡会は昨年十二月に結成集会を行い、その後月一回の定例会を中心に労働者の健康問題に取り組むことを目的に、地道に活動を進めてきている。今回のシンポジウムは東大阪市、医師会、総評東部大阪地区評、いのくろなど後援す

るなど幅広く呼び掛けて開かれた。まず、連絡会会長馳平氏（東大阪市学給労）が主催者代表としてあいさつを行ったあとシンポジウムにうつった。この日のパネラーには、精神科医師、労働衛生、労災職業病の専門家として、川合仁氏（京大病院

精神科)、横丁郁朗氏(日教組公務災害対策委員会嘱託)らが出席して報告を行った。

川合氏は、合理化を軸として、現代の仕組みを労働者の立場からとらえ、労働者が「不適應」に陥ってしまいやすい状況があり、身体的弱者や性格的に対人関係処理の下手な人がそうなりやすいことを指摘した。

その中で、集団の力学としては、合理化圧力がね返せない時、スゲープロトを作ってしまうやすいということを強調された。そうした状況に対処するには、単純ではあるが、実質労働時間を減らしたり、弱者への取り組みを強めることが必要であると述べられた。

横丁氏は、日教組における、うつ病・神経症そしてそれに起因する自殺など、労災職業病としての精神神経疾患への取り組みについて報告された。上野駅設計技師の反応性うつ病が業務上認定されて以降、労災職

業病としての精神神経疾患への関心が高まったが、学校現場においてもこれまで二件の労災が認められており、現在、取り組み中のものもあるが、そうしたものは一部であろうとのこと。今の教育現場における精神的ストレスは大変深刻なものであることを感じさせる報告であった。

パネラーの提起のあと会場からは多くの質問が寄せられ、こころの健康についての関心の高さをうかがわせた。今回のシンポジウムは、連絡会発足約一年目のイベント企画として行われたもので、ふだん避けて通りがちのこころの健康問題について、連絡会参加の労組、団体以外の層からも多くの参加があり、成功裏に終えることができたことの意義は大きいと言えよう。

関西労働者安全センター安全衛生学習シリーズ

パンフレット

胸部集検について

放射線被曝の『損』と『得』

◇ 健診における放射線被曝を考えよう。◇

B5版 14ページ 一部 100円(送料含む) 以上一部増えるごとに50円増

第一回安全衛生セミナー

約七〇名の参加

VDT労働の安全衛生対策

有害な長時間の拘束座位姿勢

九月二〇日、大阪府立労働センターで、「第一回安全衛生セミナー」『VDT労働の安全衛生対策』を開催した。午前十時から午後四時までのまゝ一日を費やして一つの課題について学習するセミナーは、安全センターとしても初めての試みであり、事務局としては多少の心配もあったが、結果は参加者も七〇人を越え活発な質問もあり概ね成功であったといえる。今後も「職場の精神衛生」「安全活動」「安全衛生関連法規」など、適当と思われる課題を取り上げ第二回、第三回の開催を計画していきたいと考えている。

午前中は「VDT労働問題の現状」
題し、植本真砂子氏（自治労大阪府
職労総務支部）から「自治体におけ
るVDT労働」、志賀寛子氏（銀行
労働研究会）から「民間職場におけ
るVDT労働」の各報告を受けた。

植本氏は、現在の自治体における

VDT機器の導入状況を引き、かつ
てはVDTの導入について労使の事
前協議事項にもなっていないか、こ
とを明らかにした。そして各市で結
ばれている健診、作業状況に関する
協定の例を引き、取り組みの重要性
を強調した。また、最近では自治体

のコンピュータについては派遣労働
者の問題があり、この点での取り組
みが必要なことが指摘された。

志賀寛子氏は、銀行の職場の実態
の例を引き、徹底したシステム化、
効率化の追求のためにVDTを導入
し、それによる正社員の減少、パー
ト、派遣労働者の増加がなされてい
るといふ厳しい実態が報告された。

その結果、労働者管理が徹底化され、
例えば入力ミス、エラーがチェック
されるといふようなこともあり、そ
うした労働密度の濃厚化によって健
康破壊が進んでいるという状況が報
告された。

午後はまず、大阪府立公衆衛生研
究所の田井中秀嗣氏が「VDT労働

による健康障害について」の講演を受けた。田井中氏は、健康障害の実態について、最近発表された論文を引用し、女子労働者の妊娠、出産の異常について、長時間の拘束座位姿勢やストレスなどの原因が考えられることなどを述べた。また、特にVDT労働によるストレスの問題点とその対策について分析を試み、「VDT作業の心理・精神的ストレスに関する質問項目の概要(案)」を提案した。

つづいて、岡山大学医学部の甲田茂樹氏が「VDT労働の作業条件・作業管理のありかた」について講演した。甲田氏は、自らの職場実態アンケート調査の経験から、作業者の疲労状況の変化などについて述べ、作業管理、作業条件を考える上での基本的な原則として、(1)VDT作業に専属で従事する労働者を作らないこと、(2)作業者自身が自己管理できるように自由な意志決定が保障される

べきこと、(3)使用時間規制などでは取り入れること、(4)能率モニタリングは禁止されるべきであること、(5)性別・年齢などにより個別労働者ごとの配慮が大切であることをあげた。VDT作業については、新たな事例が次々と報告され、新聞などをにぎわせている。安全センターでは、今後もおろりを見て学習会などを開催していく予定である。

〔表1〕 守下市町村におけるVDT導入状況 「自治大阪」86-7より・自治省調べ

	出入力用 VDT	オンライン 端末器	パソコン	ワープロ	合計	住民情報シ ステムの有無
大阪市	71	107	-	-	178	×
堺市	16	53	13	14	96	○
岸和田市	6	23	2	4	35	×
豊中市	5	9	4	3	21	×
池田市	4	9	9	2	24	×
吹田市	9	36	9	1	55	○
東大阪市	7	12	-	7	26	×
高槻市	1	4	2	2	9	×
貝塚市	-	-	1	2	3	×
守口市	13	26	6	5	50	○
枚方市	16	46	2	9	73	○
茨木市	-	51	9	4	64	○
八尾市	2	14	8	7	31	×
東成野市	11	37	7	9	64	○
富田林市	2	30	3	6	41	○
寝屋川市	5	27	5	2	39	○
河内長野市	-	-	1	6	7	×
松原市	6	25	4	4	39	○
大東市	9	28	2	4	43	○
和泉市	10	2	1	4	17	○
箕面市	2	12	3	3	20	×
柏原市	1	21	1	4	27	○
羽曳野市	29	29	2	4	64	○
門真市	-	-	3	3	6	×
摂津市	1	-	3	1	5	×
高石市	6	-	3	4	13	×
藤井寺市	6	6	11	1	24	×
東大阪市	10	21	5	4	40	×
泉南市	3	-	-	4	7	×
四条畷市	-	-	1	1	2	×
交野市	1	-	-	2	3	×
島本町	-	-	-	11	11	×
豊能町	16	6	5	4	31	○
能勢町	1	-	-	2	3	×
忠岡町	-	5	-	1	6	×
泉取町	-	-	1	5	6	×
田尻町	-	-	1	2	3	×
野町	1	-	1	3	5	×
阪南町	2	-	1	5	8	×
大子町	1	-	1	3	5	×
河海町	-	-	-	1	1	×
千早赤阪村	1	-	-	1	2	×
狭山町	1	5	1	7	15	○
美原町	-	7	-	5	12	○
大阪府	530	681	182	1,293	-	-
全国	4042	4884	1696	10622	-	-

1986年4月1日現在 (全国と大阪市のみ1985年4月1日)



前線から

大阪

大阪労基局

手話通訳を選ぶ

権利を確認

十月十四日、

大阪労働基準

局において、

被災者がろう

あ者である場

合の一手話通

結果し、局側からは、平沢

労災課長、川辺調整官ら五

名が出席した。

今回の手話通訳問題は、

ケイワン被災者Mさんの阿

倍野労基署での事情聴取の

際、本人の希望する手話通

訳者が認められなかったこ

とに端を発している。労基

署は我々の抗議によって、

最終的には認めることにな

った。しかし、その過程で、

大阪労基局がこの問題に際

して通達を出して、手話通

訳派遣依頼先を指定して、

本人の権利を無視している

ことが判明したため、それ

に対する抗議と、通達の変

更を求め今回の交渉になっ

たものである。

交渉の結果、①ろうあ者

の希望する通訳者を採用す

る事がベストである ②現

在の通達は、その点につい

て配慮がないので、これを

変更するなどの措置をする

③その際、本人の通訳を選

ぶ権利について第一に考え

て、当然、公費支出ができ

るようにする ④局として、

責任をもって年内をめどに

善処していきたいが、それ

までの間、各労基署に対し

ては、本人の希望する通訳

者がいる場合はこれを尊重

するように指導するといっ

た点について局側が確認し

た。

交渉の中で、通達は、局

が本人に全く相談なく出し

たものであるにもかかわら

ず、これを是正するとなっ

たら一本省に相談する「な

どと無責任な対応を示した

ことには怒りの声が相次い

だ。また、局はこの日の交

渉のための手話通訳を全く

準備しておらず、認識の立

ち遅れを示した。

今後も、局がきちんと

一善処していくのかどう

か監視していく必要がある

だろう。

訳者を選ぶ権利一について
の交渉が行われた。交渉に
は、総評東南地区評、東南
地域労災職業病問題交流会、
安全センター、全障連関西
ブロック、草の根ろうあ者
懇談会、障害者職よこせ要
求者組合などから三〇名が

今回の手話通訳問題は、
ケイワン被災者Mさんの阿
倍野労基署での事情聴取の
際、本人の希望する手話通
訳者が認められなかったこ
とに端を発している。労基
署は我々の抗議によって、
最終的には認めることにな
った。しかし、その過程で、
大阪労基局がこの問題に際
して通達を出して、手話通

訳派遣依頼先を指定して、
本人の権利を無視している
ことが判明したため、それ
に対する抗議と、通達の変
更を求め今回の交渉になっ
たものである。
交渉の結果、①ろうあ者
の希望する通訳者を採用す
る事がベストである ②現
在の通達は、その点につい
て配慮がないので、これを
変更するなどの措置をする
③その際、本人の通訳を選
ぶ権利について第一に考え
て、当然、公費支出ができ
るようにする ④局として、
責任をもって年内をめどに
善処していきたいが、それ
までの間、各労基署に対し
ては、本人の希望する通訳
者がいる場合はこれを尊重
するように指導するといっ
た点について局側が確認し



養護学校教員の

腰痛・ケイワンの対策

取り組みを開始

高槻

高槻教組市立養護分会

高槻市教組の市立養護分会は、今年春に行われた頸肩腕・腰痛健診で多数の要所見者が出たことを受けて、治療を含めた対策を行っていくことにしている。

同分会のある高槻市立養護学校は、一九七三年に重度障害児の教育保障をめざし開設された。教育活動の内容は、朝スクールバスで登校する児童・生徒の教室への移動に始まり、着替え、訓練、給食、学習などすべての労働に、抱きかかえ、しゃがみなど負担の大きい

動作が必要となる。しかもこの労働は、児童・生徒が下校するまで、ほぼ休みなく続くというのが現状であ

備と点検を行っている最中

豊中

豊中伊丹清掃施設労組

清掃工場労働者の「脳塞栓」

公災申請へ向け調査

そうした状況の中で腰痛、ケイワンの訴えが多く、数年前から健診してきたが、有効な対策を講じるまでには至らなかった。そこで、今年の松浦診療所健診を機に、公務災害申請等も含めた対策の準備を分会一丸となって進めていく予定になっている。

同工場は豊中市伊丹市清掃施設組合第一工場で、自治労の同施設労働組合では直ちに公務災害申請準備のための調査を開始し、一定の結果がまとまり、安全センターへ協力依頼があった。それによると、Iさんは定期健康診断で心臓の基礎疾患が発見されていること、当日はかなりの疲労状態であったこと、直前の仕事として会議室の機の移動などを行っていたことなどが判明している。

今後、センターでは労組と共に、更に健康状態と労働内容の関連性などについて、医学的な面に重点を置き調査を進めていく予定である。

被災者の実態を

無視する労働行政

被災者全国連が労働省交渉

十月一日、労災職業病被災者対策全国連絡会議は労働省本省と交渉を行い、この間ますます反動化する労働行政のあり方について質問した。とりわけ、長期療養者に対する打ち切り攻撃、「適正給付管理の実施について」（三九一通達）問題、今春改悪された労災保険法に関する運用問題等が主な交渉であった。

ここ数年の労働行政の姿勢は労災被災者にとってますます厳しいものとなり、なかでも参加した被災者団

体の多くが主張していたこととして、被災者の実態を無視、主治医の意見を無視する傾向が強くなっているというものであった。これに対し野崎審議官をはじめ

とする九名の労働省側の対応は至って高姿勢で、とても被災者の声を聞き入れるといったものではなかった。被災者全国連として今後更に行政姿勢を追及していかねばならないだろう。

なお当日の参加団体は、じん肺患者同盟、脊損連合会等の被災者団体、神奈川、関西の安全センター、総評中央であった。

書面に引き続き、公務災害補償上の「再発」の意味について「治療を前提としたものであり、治療ではない療養の継続とは全く異なる」と手続き論を展開し、改めて公災補償制度の硬直化した姿をさらけだすものとなった。

牧野さんが急性腰痛に被災し、治療を受けたが、しばらく通院した後、ほとんど痛みがなくなったことから自分の判断で通院を中断したのは五五年六月のことだった。数ヵ月後に再び同じところが強く痛み出し、通院を再開した。しかし、数ヵ月治療を中断すると治療とみなされ、それ以後の補償は打ち切られるという牧野さんの知らなかった決まりのため、「再発」とし

津 撰

牧野訴訟

公災補償制度の硬直化を

さらけだした被災者

九月三〇日、大阪地裁で撰津公務災害認定牧野訴訟

法廷が開かれた。この法廷では、被告基金側は前準備

て申請せざるを得なかった
というのがこの訴訟の原因
である。理不尽な基金の決
定を改めさせるために、こ
の裁判を勝利せねばならな
い。次回は十一月十一日。

野平 地労委命令を武器に 会社を追いつめるぞ。

全金松本斗争支援集会申かる



九月三〇日、『全金松本
製作所支部争議支援報告集
会』（主催 全金松本製作
所支部支援共闘会議）が約
七〇名が参加して平野区役
所会議室において開催され
た。この集会は、八四年末
から闘われている地労委闘
争（賃金差別、誠実団交義
務違反、支配介入など）が
九月に結審し、十月の命令
を前にして、八四年六月松

本支援共（全金、平野地協、
東南地区評）結成以来の闘
争の総括と、命令以降の闘
いへの団結を目的に開催さ
れたものである。集会では、
宮崎支援共闘議長の力強い
主催者あいさつなどのあと、
事務局より基調報告が行わ
れ、有利な地労委命令が予
想されるものの会社の譲歩
が容易でないところから、
命令を武器に、社長の団交
出席を求めて大衆行動を展
開することをはじめ、恒常
的支援の継続が訴えられた。
また、安全センターからは、
組合員梅本氏の難聴裁判の
経過報告が行われた。国労、
スタンダード自主労働組合
といった争議組合も駆けつ
け連帯をアピール、当該の
松本支部より最後に決意表
明を受け、宮崎氏の音頭で
団結ガンバローを三唱して
集会を終えた。

会社推薦鑑定人の 非常識な 学会発表に 抗議

十月十五日の災害医学会
では、振動病に関する土生
報告をめぐる取り組みが行
われたほか、全金松本梅本
難聴裁判において会社推薦
の鑑定人として登場してき
ている伊藤弘医師（元大阪
労災病院耳鼻科部長）の学
会発表に対する批判が展開
された。

伊藤氏は、鑑定人として
入手しえた裁判資料をもと
に、自分の鑑定意見一梅本
氏の難聴の責任は、被告会
社松本製作所に責任はない」と
いう主張をそのまま学会
報告しようとしたものであ
る。その主張は、梅本氏が
松本入社以前に約二十年間
騒音職歴があること、入社
後に難聴の進行がないとの
二点を骨子としているが、
前者については裏付けのな
い決めつけ、後者はこじつ
けで、全く非科学的なもの。
松本支援共を中心に、朝

からピラまきが行われ、そこに現れた伊藤氏は、鑑定人として入手した資料をもとに学会発表しようとした点の軽率さを率直に認め、自ら演題を取り下げることになった。伊藤氏によれば、裁判係争中であることは学会事務局にはだまっていたとのことである。

伊藤氏はこれまで「時間がない」などと、証人としての出廷を拒み続けてきた。その一方で、事情を知る人のない（本当にそうかどうかは確かでないが）学会で、いい加減な鑑定意見を権威づけようとするかのごとき行為はハレンチとしか言いようがない。ここにきて伊藤鑑定のいい加減さがさらに明らかになってきたといえるだろう。

ところで、裁判は、十月三十一日午後一時より大阪地裁六一一法廷で、原告推薦鑑定人・車谷医師の証人尋問が予定されている。多くの方の傍聴を訴える。

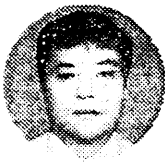
（朝日新聞 10.24朝刊）

論壇

十月十四日の夜、高知県の山村、本川村に住む五十六歳の男が命を絶った。四国山脈の山々で、オノを引くノコを引いて木を切り、その跡には再び木を植えて付け袖（きまき）として日々を過ごしていた彼も、昭和四十年ごろからはチェーンソーを使う林業労働者となった。あれほど嫌ったチェーンソーを目に六時間も七時間も使ってしまった。彼は言う。「チェーンソーを使っていた十年ほど、

すくすくがしびれ、じじが痛み、我慢ならぬ」にならなくなったが、妻は子の手を奪うや仕事さめめるわけにはいかなかった。五十二年ごろから、白濁がひどくなり、仕事を集材機の運転に専らしたが、ひどい方じゃなかった。もっとも集材機の運転はいつも目に三時間かかるとチェーンソーも使っていた。今チェーンソーは絶対使わないで種まきと種まきの山仕事はあつた。と、して、しびれ痛みがひどくなるが、治療四年間は五・五・五・三の薬を毎日服用した。五・五・五・三の薬は、五・五・五・三の薬を毎日服用した。五・五・五・三の薬は、五・五・五・三の薬を毎日服用した。五・五・五・三の薬は、五・五・五・三の薬を毎日服用した。

「白濁病」治療制限は酷



五島 正規

内、通院治療の回数も一、二週間に一回とする治療方針を示し通達したが、さらに、休業補償給付を大幅に減額する通達も出されている。確かに、労災病院への受診が一週に一回しか認められないことは当然である。振動病の患者の多くは山村に住んでおり、労災病院に通院する方がたいへんかたがたである。考えれば、山村でも労災病院が建てられればよい。

今、全国で三万人、高知県は二千余人の振動病患者がいる。振動病患者の自殺者の増加に結びつく恐れが多い労働省通達発行が、中止されることを祈る。

（四国労病院長 山田 一 提言）

しに医者にめぐるようになってしまった。彼は五十六年から闘病生活にはいる。地元の国保診療所の治療を続けるも症状は悪化して改悪している。七か月に、この状態を中止し、治療を中止すれば症状は悪化しないのかという検討すらも行われず、治療開始四年で治療効果が上がらないから症状固定として労災治療を打ち切れというのが報告書の内容である。これに基づき、労働省は振動病の労災治療期間を最長四年以内、通院治療の回数も一、二週間に一回とする治療方針を示した。病気が良くなるまいとを嘆き、良くなるまいかといい、労災を打ち切られることの非人道性をのろい、工場の重労働程度なら治療しなさいと働けると思っただけにはなりました。職は全く無いのでさういふ、自分の存在が今後家族に迷惑をかけることを恐れる話であった。私は力つたが力が足りなかつた。

その夜、私のところに電話があった。病気が良くなるまいとを嘆き、良くなるまいかといいて労災を打ち切られることの非人道性をのろい、工場の重労働程度なら治療しなさいと働けると思っただけにはなりました。職は全く無いのでさういふ、自分の存在が今後家族に迷惑をかけることを恐れる話であった。私は力つたが力が足りなかつた。

彼は十三日、仲間の会議（全国山林労働組合）でこの話を聞き、労災の打ち切りと打ち切り後、労災疾病は国保であるいは健康で治療は出来ず、自費で治療しなければならぬことを知った。

通勤災害

ゆき道 かえり路 ⑥

E子さんは、会社からの通勤途中いつも利用している美容院に行き、その後帰宅する途中に交通事故にあった。この場合には通勤災害の判断上、次のような問題が発生する。

労災保険法では「当該逸脱又は中断の間及びその後は通勤災害としな
いが、逸脱又は中断が日用品の購入
その他これに準ずる日常生活上必要
な行為をやむを得ない事由により行
うための必要最小限度のものである
場合・・・当該逸脱又は中断の間を
除き通勤として取り扱う。一となっ
ているが、問題は、「美容院へ行き
パーマをあてたりする」行為がその
日用品の・・・必要最小限度のも
の」に当たるかどうかということ

ある。

かつては、男性が理髪店で散髪を
することはこれに該当し、女性が美
容院へ行きパーマをあてることは該
当しないというおかしな判断がされ
ていたようだが、昭和五八年に出さ
れた通達（基発四二〇号）で改めら
れ、両方とも該当するということに
なった。通達では「日常生活上必要
な行為」について「社会通念上、日
常の生活を営むうえで必要な行為で
あり、かつ、その態様が日用品の購
入と同程度と評価できるものを
いい、本人又は家族の衣、食、
保健、衛生、教養のための行為及び
公民権の行使に伴う行為等がこれに
該当するものである。」とされてい
る。

あいまいな表現ではあるが、法律
上の非常に狭い印象を与える表現に
比べれば、範囲は広まっていると言
えるだろう。

◆◆ 今後の労災裁判スケジュール ◆◆

10月31日	午後1時	大阪地裁 611号法廷	全金松本製作梅本難聴裁判
11月6日	午後1時	大阪高裁1007号法廷	原発被曝裁判岩佐訴訟控訴審
11月11日	午前10時	大阪地裁 809号法廷	摂津公務災害認定牧野訴訟
12月12日	午前10時	大阪地裁 809号法廷	針灸裁判

支援の傍聴を!

九月の新聞記事から

九・二

航空自衛隊新田原基地のジェット練習機が墜落。操縦士一人死亡、民家二戸が炎上し、住民二人が重傷（宮崎）

九・二三

国道24号で、乗用車がセンターラインを越えてタンクローリーに正面衝突、乗用車は大破し乗っていた五人全員が即死（和歌山）

九・三

製薬会社の工場で液体臭素を用いて研究中、気化した臭素ガスが噴き出し、一人重体、三人軽傷（尼崎）

九・一八

理化学研究所で女性研究員二人が放射線被曝うち一人は許容線量をこえていたことが明らかに（埼玉）

三井石炭有明鉱で落盤事故があり、作業員二人が下敷きになり死亡（福岡）

九・一八

厚生省が八五年度「医薬品副作用モニター報告」を発表、昨年度は八百三件の薬害があり死者は十八人。報告は「氷山の一角」とみられている

九・七

東北電力女川原発一号機で、今年三月にピンホール事故がおきていたことが判明、東電は「危険はなく報告義務もない小さなトラブル」として、公表していなかった。（宮城）

九・二三

停泊中のイカ釣り漁船で、冷凍用のアンモニアガスが漏れ乗組員一人が意識不明の重体、三人が軽い中毒（青森）

九・八

遊園地のジェットコースターで、満員のコースター同士の追突事故があり四十二人が重軽傷（三重）

九・八

東名高速でオートバイが転倒、大型トラックなど三台が次々に分離帯などに激突、一人死亡一人ケガ、この事故処理中の現場にトラックがつっこみ、二人死亡五人ケガ

九・二六

公害健康被害補償法の見直しをすすめている環境庁は、全国四十一か所の大気汚染指定地域を全面解除し、今後、新たな患者の認定を打ち切る方針を固めた

九・一二

「組合活動家をねらい、単身赴任を強いた配転は不当」として、朝日火災海上保険を相手にした従業員八人の訴訟で、神戸地裁は原告勝訴の判決

機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっております。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合には送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場合は住所・氏名・会員のうちわけを明示して下さい）いずれでも結構です。

● 料金表

部数	料金（年額）
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円

部数	料金（月額）
5部	500円
6部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 95721

（但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28